

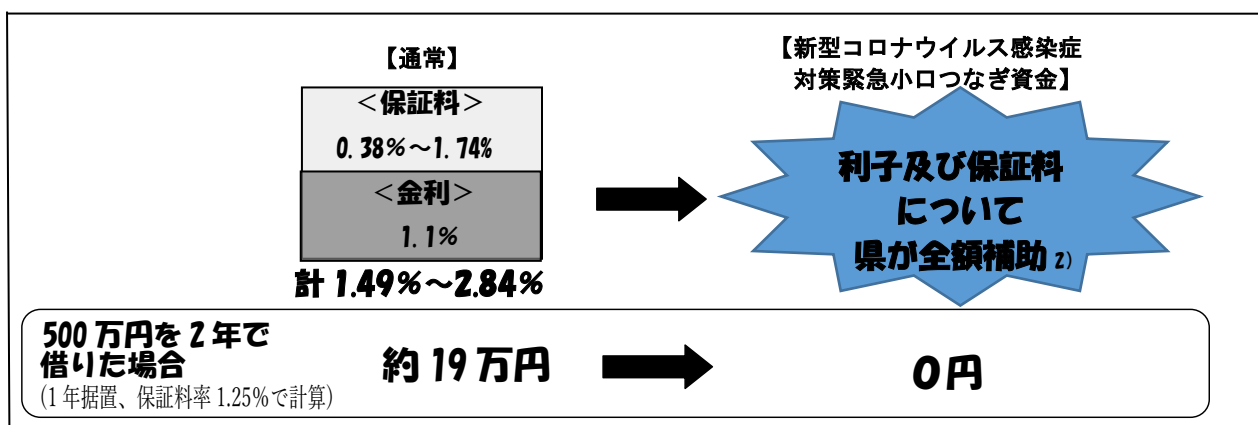
「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金」を創設します！！

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少の割合の多寡に関わらず、売上高等が減少した中小企業¹⁾の方々が、無利子²⁾、信用保証料ゼロ³⁾、無担保で融資が受けられます。
- 売上高等の減少の認定は取扱金融機関で行うため、認定申請と融資相談を一括してスピーディーに行うことができます。
- 保証協会が積極的に保証承諾を行えるよう、県は、同協会に対する損失補償を拡充⁴⁾します。
- **本融資制度の概要は裏面をご覧ください。**

＜県の損失補償割合⁴⁾＞

通常の資金：1／6～2／3 ⇒ 今回：10／10（全額）

実施期間：2020年5月18日(月)から2020年12月31日(木)まで



- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したことについては、取扱金融機関から証明を受ける必要があります。
- 2) 契約どおりに支払った利子について、事後的に補給が受けられるものです。遅延利息は事業者負担となります。
- 3) 条件変更による保証料の増額分は事業者負担となります。
- 4) 県は、保険等で補填されない保証協会の損失を補償。

「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金」の概要

融資対象者	①新型コロナウイルス感染症の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益（以下、売上高等）が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者 ②セーフティネット保証4号、5号、又は危機関連保証の認定を取得した中小企業者
使途・限度額	運転資金・500万円
融資期間・利率	2年以内・年1.1%（県が全額を補助）
信用保証料	県が全額を補助
据置期間	1年以内
担保	原則として不要
保証人	原則として代表者以外の連帯保証人は要しない
責任共有制度	一部対象
申込先	取扱金融機関※の県内各店舗
問い合わせ先	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 融資・貸金業グループ TEL：052-954-6333 愛知県信用保証協会 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 TEL：0120-454-754（信用保証について）

※ 取扱金融機関

銀行	三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、京都、関西みらい、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京、第三
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名三重
信用組合	豊橋商工、愛知県中央
政府系	商工組合中央金庫